

未 定 稿

畜産副産物適正処分等推進事業  
肉骨粉適正処分対策事業のうち  
「肉骨粉等の利用促進」  
に係る一問一答集（抜粋）

令和5年11月17日版

農林水産省畜産局食肉鶏卵課  
独立行政法人農畜産業振興機構  
一般社団法人日本畜産副産物協会

(問16) 肥料原料供給管理票の写しを提出するに当たって、記載すべき事項等の留意点を教えてください。

(答)

- 1 肥料メーカーが混合等処理を行う場合の処理促進費の交付対象となる肉骨粉等の要件は、問5や問14にあるとおり、「肥料メーカーへの譲渡等が令和5年4月1日以降に行われ、かつ、令和6年3月31日までに肥料メーカーにおいて混合等処理が行われたものであること」となっています。
- 2 本事業においては、譲渡等や混合等処理が行われた日付を肥料原料供給管理票（以下「管理票」）により確認することといたしますので、肥料メーカーでは、肉骨粉等の譲渡等を受けた日付のみならず、摂取防止措置を行った日付まで管理票に記載いただくようお願いいたします。

(管理票への混合等処理した日付の記載の流れ)

- ① レンダリング事業者から肥料メーカーに肉骨粉等を譲渡等する際に、管理票のレンダリング事業者側の記載欄のうち「譲渡又は引渡年月日」の欄に、年月日を記載
  - ② 肥料メーカーは、肉骨粉等を受け取ったら、管理票の肥料メーカー側の記載欄のうち「譲渡又は引渡年月日」の欄に、年月日を記載  
※ このときに管理票の写しをレンダリング事業者に返送
  - ③ 肥料メーカーは、摂取防止措置などの管理措置を行ったら、管理措置の欄に、当該措置の内容を記載するとともに、当該措置を行った年月日を記載  
※ このあと管理票の原本をレンダリング事業者に返送し、肥料メーカーは写しを保管
- 3 2のほか、処理促進費の交付対象数量についても、管理票により確認します。
  - 4 本事業により処理促進費の交付を受ける場合には、上記2により管理票を適切に取り扱うようご注意ください。

(参考) 肥料原料供給管理票

肥料原料供給管理票	
肥料原料生産業者等の氏名又は名称及び住所	
肥料の種類	
肥料の名称	
荷姿、数量	
譲渡又は引渡年月日	
製造事業場及び保管する施設の名称及び住所	
出荷の責任者	
譲渡を受けた生産業者等の氏名又は名称及び住所	
譲渡又は引渡年月日	
譲渡等がされた肥料の使用目的	
入荷の責任者	
管理措置	

太枠上段（赤囲み）は必ずレンダリング事業者が必ず記載すること

①レンダリング事業者が肥料メーカーに牛由来肉骨粉を譲渡する際、年月日等を記載し、当該管理票とともに送る

太枠下段（青囲み）は必ず肥料メーカーが記載すること

②肥料メーカーは受領した際、年月日を記載し、写しを返送

③肥料メーカーは混合等処理を行った際、措置の内容と年月日を記載し、原本を返送

（問17）肥料原料供給管理票に記載の数量のすべてを令和6年3月31日までに混合等処理しきれず、残りの数量を令和6年4月以降に処理した場合、交付対象数量はどのようになりますか。また、その場合、肥料原料供給管理票はどのように取り扱えばよいですか。

- （答）
- 1 肥料原料供給管理票に記載の数量を令和5年度内に混合等処理しきれず、年度をまたいで処理を行った場合は、令和6年3月31日までに処理した数量を令和5年度の交付対象数量とします。
  - 2 肥料原料供給管理票は、問16で説明しているとおり、本事業により処理促進費の交付を受ける場合には混合等処理を行った管理措置の内容と処理した年月日を記載いただくこととしていますが、混合等処理が年度をまたぐ場合には、以下のとおりの取扱いとしてください。
    - ・ 肥料メーカーは、肥料原料供給管理票の管理措置欄に、令和6年3月31日までに処理した数量（令和5年度の交付対象）とその処理年月日を記載する
    - ・ この時点で、いったんレンダリング事業者に、肥料原料供給管理票の写しを返送

【取扱注意・配布者限り】

する

※レンダリング事業者と肥料メーカーは、当該肥料原料供給管理票の写しを令和5年度実績報告書に添えて、協会に提出する（協会への提出期限は令和6年4月10日）

- ・ 肥料メーカーは、残りの数量の混合等処理を終えたら、肥料原料供給管理票の管理措置欄に、当該数量とその処理年月日を記載する
- ・ この時点で、肥料原料供給管理票の原本を、レンダリング事業者に返送する

3 なお、肥料原料供給管理票に記載の数量を年度をまたいで混合等処理した場合は、肥料メーカーで備える製造日報等においても、混合等処理した数量とその日付が確認できるようにしておいてください。また、当該製造日報等は、必要に応じて、当該製造日報等を確認させていただくことがあることをご承知置きください。

(記載例)

肥料原料供給管理票	
原料肥料生産業者等の氏名 又は名称及び住所	〇〇レンダリング株式会社 東京都・・・
肥料の種類	・・・
肥料の名称	・・・
荷姿、数量	5kgフレコンバッグ 10,000kg
譲渡又は引渡年月日	令和6年3月1日
製造事業場及び保管する施設の名称及び住所	・・・
出荷の責任者	〇〇部長 〇〇 〇〇
譲渡等を受けた生産業者等の氏名又は名称及び住所	株式会社△△肥料 大阪府・・・
譲渡又は引渡年月日	令和6年3月3日
譲渡等がされた肥料の使用目的	肥料原料として販売
入荷の責任者	△△部長 △△ △△
管理措置	摂食を防止する材料を使用 R6.3.28 6,000kg R6.4.15 4,000kg

年度内に混合等処理した6,000kgが令和5年度の対象数量となります

年度内の混合等処理が完了した時点で、すみやかにレンダリング事業者に写しを送付してください。(4月10日までに提出する実績報告書への添付が必要となるため)

(問18) 肥料メーカーが混合等処理を行う場合、交付対象数量を確認する書類として認められるのは肥料原料供給管理票だけですか。ほかの書類の提出も可能ですか。

(答)

【取扱注意・配布者限り】

- 1 交付対象数量を決定するに当たっては、以下の4つの数量を確認します。
- (1) 実施計画の承認申請時（年度内）
- ① 肥料メーカーにおける直近3年度の肉骨粉等譲渡等数量
  - ② 連携計画を作成したレンダリング事業者と肥料メーカー間での直近3年度の肉骨粉等譲渡等数量
- (2) 実績報告時（令和6年4月）
- ③ 肥料メーカーにおける令和5年度の混合等処理数量
  - ④ 連携計画を作成したレンダリング事業者と肥料メーカー間での取引に係る令和5年度の混合等処理数量
- 2 上記①～④の数量を確認するための添付書類と提出方法は、下表のとおりとなります。

	時期 (再掲)	書類	提出方法・時期
①	実施計画の承認申請時 (年度内)	以下のいずれか (i) 当該肥料メーカーが直近3年度に受け入れた全ての牛由来肉骨粉に係る肥料原料供給管理票の写し (ii) 当該肥料メーカーが直近3年度に受け入れた全ての牛由来肉骨粉の原料受入に係る日付・数量が記録された帳簿の写し	・肥料メーカーがレンダリング事業者を通じて協会に提出
②		・直近3年度に2者間で譲渡等がなされた牛由来肉骨粉に係る肥料原料供給管理票の写し	・レンダリング事業者が協会に提出
③	実績報告時 (令和6年4月)	以下のいずれか (i) 当該肥料メーカーが令和5年度に受け入れた全ての牛由来肉骨粉に係る肥料原料供給管理票の写し(※) (ii) 当該肥料メーカーが令和5年度に受け入れた全ての牛由来肉骨粉の原料受入及び混合処理に係る日付・数量が記録された帳簿の写し	・肥料メーカーがレンダリング事業者を通じて協会に提出
④		・令和5年度に2者間で譲渡等がなされ混合処理が行われた牛由来肉骨粉に係る肥料原料供給管理票の写し(※)	・レンダリング事業者が協会に提出

※混合等処理が完了したものについては、当該肥料原料供給管理票に、問16及び問17に基づき、混合等処理した日付と数量が記載されているものとする

(実施要領の別紙様式第1号の別紙2の2別添「肉骨粉等の利用促進に向けた連携計画」、別紙様式第8号の別紙3の2「実績報告(肉骨粉等の利用促進; 肥料メーカーが処理する場合)」)

(問19) 肥料メーカーがレンダリング事業者を通じて提出する肥料原料供給管理票等の書類について、様式の注釈において「本事業で必要としない情報については隠しても構わない」とされていますが、本事業で必要となる情報について、教えてください。

また、黒塗り等にするのは作業が膨大で大変ですが、黒塗りにしないでレンダリング事業者を通じて提出すると、商売の状況が分かってしまいます。どうにかありませんか。

(答)

1 本事業で必要とする情報とは、直近3年度については、牛由来肉骨粉等の受入日・受入数量、令和5年度については、牛由来肉骨粉等の受入日・受入数量、混合処理日・混合処理数量となりますので、それ以外の情報については、隠していただいて構いません。  
(レンダリング事業者との2者間の情報については、レンダリング事業者側から提出いただきますので、肥料メーカー側で提出する書類は、取引先であるレンダリング事業者名はすべて隠すことも可能です。)

2 レンダリング事業者を通じて提出することが商売上、問題となる場合は、協会に直接提出することも可とします。そのように希望される場合は、予め、協会にご相談ください。(連絡先：03-5846-9713 (岩下、清水))

(実施要領の別紙様式第1号の別紙2の2別添「肉骨粉等の利用促進に向けた連携計画」、別紙様式第8号の別紙3の2別添「実績詳細(肉骨粉等の利用促進；肥料メーカー用)」)

**(証拠書類)**

(問31) 本事業により提出を求められている出荷伝票等や肥料原料供給管理票のほかに、肉骨粉等の製造、混合等処理、出荷に関する証憑書類として、どのような書類を整備しておく必要がありますか。

(答)

それぞれ、以下の内容が確認できる書類を整備しておいてください。

- ①肉骨粉等の製造・・製造日報など製造した日付、数量が分かるもの
- ②混合等処理・・摂取防止措置の場合は加工日報など処理した日付、数量が分かるもの  
原料加工措置の場合は製造日報など製造した日付、数量が分かるもの
- ③譲渡等・・譲渡等先からの発注書、出荷伝票、納品書、譲渡等先からの受領書、領収書など出荷・販売に係る書類一式

なお、協会による現地調査等において、これら書類の提示を求めることがありますことをご承知置きください。